

## 食品安全委員会の評価指針と国際機関等のガイドラインの比較表

(参考資料7)

作成者	OIE	Codex	耐性菌WG	EMA	FDA/CVM	FDA/CVM	Australia	VICH
定義			第3 定義 本指針における用語の定義は、次に定めるところによる。なお、本指針中で用いる一般的な専門用語については、委員会が作成した最新の「食品安全に関する用語集」を参照するものとする。					
	Antimicrobial agent	1 人用抗生物質  ・特定の標的との相互作用によって <i>in vivo</i> の濃度で微生物を殺滅又は増殖阻止する天然、半合成又は合成化合物	医療分野において用いられている抗生物質をいう。			細菌、ウイルス、真菌および寄生虫に対して作用する薬剤が含まれる。細菌に対する作用を有する薬剤(antibacterial drug(抗生物質)またはantibiotic drug(抗生素))という用語を用いている。 Antimicrobialという用語も用いており、antibacterials及びantibioticsが含まれる。		Antimicrobial agent or antimicrobials)  抗菌活性(他の微生物を死滅させる又は成長を阻害する)を示す天然、半合成又は合成の物質
定義	Food producing animals ヒトに食品を供給するために飼養される動物	3 家畜等 ・抗生物質添加物に係る薬剤耐性菌を評価する場合は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が指定した又は指定の要望がなされた抗生物質添加物。 ・畜産医療器具等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第83条第1項及び第19条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣が承認した又は承認がなされた抗生物質を主成分とする動物用医薬品。	畜水産分野で用いられている抗生物質をいう。動物用抗生物質には、次の2つがある。 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が指定した又は指定の要望がなされた抗生物質添加物。 ・畜産医療器具等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第83条第1項及び第19条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣が承認した又は承認がなされた抗生物質を主成分とする動物用医薬品。			Food-producing animals ・GFI #61のFood-producing animalsを参照のこと。		Food-producing animals 牛、家畜、豚が食料生産動物として考えられる。地域の違いによって、ある国では他の動物種が食料生産動物として考えられることがある。
Hazard	Hazard	6 ハザード ハザード:動物に特徴的な抗生物質を使用した結果として出現する薬剤耐性菌(原本では微生物、以下原則的に細菌又は菌に置き換える)又は薬剤耐性決定因子  ・動物に特定の抗生物質を使用することによって耐性(多剤耐性を含む)を獲得した細菌  ・動物に特定の抗生物質を使用することによって耐性を獲得した他の細菌から耐性決定因子を獲得した細菌	ハザード: 薬剤耐性菌及び(又は)薬剤耐性決定因子  ・ヒトの病気に関連する可能性があり、対象動物種における当該抗生物質の使用のために選択される薬剤耐性菌又はそれらの耐性決定因子。家畜等に動物用抗生物質を使用した結果として選択される薬剤耐性菌  なお、薬剤耐性決定因子によって薬剤耐性形質を獲得した薬剤耐性菌についても、当該因子についても考慮する。	Hazard	ハザード: 動物由来食品が原因で、重要なヒト用抗生物質によって治療される、抗生物質耐性菌に起因するヒトの疾患。	Hazard ハザード: 動物由来食品が原因であって、当該抗生物質/クラスの抗生物質耐性菌に起因するヒトの疾患。	Hazard ハザード: 動物由来食品が原因であって、当該抗生物質の使用によってヒトの治療に有害影響がみられる細菌性食中毒。	Hazard ハザード: 動物種における抗生物質の使用の結果、ある動物種において生じる薬剤耐性菌又はその耐性伝達遺伝因子。 該当なし
Risk	Risk	7 リスク 定義のセクションに記載なし	食品中にハザードが存在する結果として生じる人の健康への悪影響が起きる可能性(健康への悪影響が発生する確率)と影響の程度であり、家畜等に動物用抗生物質を使用することによって選択される薬剤耐性菌が食品を介して人に伝播し、人が当該薬剤耐性菌に起因する感染症を発症した場合に、人用抗生物質による治療効果が减弱あるいは喪失する可能性及びその程度をい。	Risk ・ヒトの病気に関連する可能性があり、対象動物種における当該抗生物質の使用のために選択される薬剤耐性菌又はそれらの耐性決定因子を特定すること。人獣共通感染症の病原菌及び/又は動物の常在菌の両方で耐性が生じる可能性があり、ヒトに病原性のある他の細菌に耐性決定因子を伝達する可能性がある。	Risk ・動物由来食品が原因で、重要なヒト用抗生物質によって治療される、抗生物質耐性菌に起因するヒトの疾患。	Risk ・FDAの主たる懸念は、動物由来食品の採取によってヒトが耐性菌に暴露された結果として生じる悪影響の蓋然性(確率)及び重症度。	Risk ・ハザード因子に起因するヒトの病気の治療がヒト用当該抗生物質/クラスの効果の低下または消失によって損なわれる確率。	Risk ・動物における抗生物質の使用から生じる耐性菌にヒトが感染・発病する蓋然性(確率)及びその疾患の程度。 定義の記載なし
Hazard identification	Hazard identification	ハザードの特定において対象となるのは、動物における抗生物質の使用の結果生じる耐性(多剤耐性を含む)を獲得した細菌及び(又は)のような耐性菌から耐性決定因子を獲得した細菌であり、耐性菌が健康への悪影響へ起因すること及び細菌間の伝播の決定因子の水平伝播の可能性を検討することとなる。 ハザードが悪影響をもたらす可能性のある条件として、人間又は動物が耐性を獲得した病原体に暴露され、疾患に罹り、効果を喪失した抗生物質で治療される可能性を考えられる。	ハザードの特定の目的は、当該の食品由来薬剤耐性菌及び(又は)薬剤耐性決定因子について説明すること。文献及びサーベイランスプログラムからの情報を検討し、特定の食品、薬剤耐性菌及び(又は)薬剤耐性決定因子及び耐性発現の対象となる抗生物質の組み合わせによりリスクを生じる可能性がある食品由来微生物種や伝子型を特定する。	Hazard identification ヒトの病気に関連する可能性があり、対象動物種における当該抗生物質の使用のために選択される薬剤耐性菌又はそれらの耐性決定因子を特定すること。人獣共通感染症の病原菌及び/又は動物の常在菌の両方で耐性が生じる可能性があり、ヒトに病原性のある他の細菌に耐性決定因子を伝達する可能性がある。				
Risk assessment	Risk assessment	8 リスク評価 動物における抗生物質の使用によるヒト及び動物のリスクの評価により、抗生物質の使用によって生じる耐性菌の出現の可能性、細菌間での伝播が可能である場合における抗生物質の抵抗力の評価。	リスク評価 ・抗生物質の使用によって生じる耐性菌の出現の可能性、また細菌間での伝播が可能である場合には耐性決定因子の抵抗力の可能性を評価。 ・ヒト及び動物が耐性菌又は耐性決定因子に暴露される可能性のあるすべての経路についての重要性及び暴露の可能性を検討。 ・ヒト及び動物の健康へのリスクについての暴露の結果についても評価。 ・リスク評価は、定性的及び定量的に行われ、評価の結果は相補的である。評価の目的、質問の形式や利用可能なデータによって定性的又は定量的評価のいずれを実施するかは判断されるが、定量的数据は最大限に利用する必要がある。	Risk assessment ・発生評価、ばく露評価、影響評価、リスクの推定の各ステップを経て、リスクを評価すること。家畜等に動物用抗生物質を使用することにより選択される薬剤耐性菌が食品を介して人に伝播し、人が当該薬剤耐性菌に起因する感染症を発症した場合に、人用抗生物質による治療効果が减弱あるいは喪失する可能性及びその程度を評価すること。	Risk assessment ・発生評価、ばく露評価、影響評価及びリスクの推定で構成され、リスクを定性的に評価すること。	Hazard characterization ・危害との他の危害の発生に影響する条件を識別できるであろう手順。これら薬剤に特有の情報、細菌、耐性決定因子の情報、ならびに「耐性菌か「感受性」菌かを決定する方法論」にもとづく。	Hazard characterization ・ある動物種における抗生物質の使用の結果、ある動物種において生じる薬剤耐性菌又はその耐性伝達遺伝因子について説明すること。	Risk assessment 対象外

作成者	OIE	Codex	耐性菌WG	EMA	FDA/CVM	FDA/CVM	Australia	NICHI	
定義	Release assessment	Exposure assessment	<b>9 発生評価</b> ハザードの蔓延に影響を与える収穫前の要因に関する暴露評価に相当。ハザードが選択される可能性及びその程度を評価することをいう。	Release assessment 特定の動物用抗生物質剤の対象動物への使用や、動物とを殺さるまで、動物における耐性菌または耐性決定因子の発生率においては、危険因子の露見度によっては、直接接觸するまでに影響を及ぼすものとされる。このアセスメント過程の目的から、この生産のアセスメントの境界は、新動物用抗生物質剤を食料生産動物に投与した時点から、動物と殺されるまで又は動物由来食品を採取する時点までとする。	Release assessment 特定の動物用抗生物質剤の対象動物への使用や、動物とを殺さるまで、動物における耐性菌または耐性決定因子の発生率においては、危険因子の露見度によっては、直接接觸するまでに影響を及ぼすものとされる。このアセスメント過程の目的から、この生産のアセスメントの境界は、新動物用抗生物質剤を食料生産動物に投与した時点から、動物と殺されるまで又は動物由来食品を採取する時点までとする。	Release assessment 特定の動物用抗生物質剤の対象動物への使用や、動物とを殺さるまで、動物における耐性菌または耐性決定因子の発生率においては、危険因子の露見度によっては、直接接觸するまでに影響を及ぼすものとされる。このアセスメント過程の目的から、この生産のアセスメントの境界は、新動物用抗生物質剤を食料生産動物に投与した時点から、動物と殺されるまで又は動物由来食品を採取する時点までとする。	Hazard characterisationの一部 Hazard characterisationは、動物における耐性菌の発生及び耐性度における動物種における抗生物質の使用結果、ある動物種においては、耐性決定因子の発生率によっては、直接接觸するまでに影響を及ぼすものとされる。このアセスメント過程の目的から、この生産のアセスメントの境界は、新動物用抗生物質剤の使用による影響を及ぼすものとされる。Release assessmentは、ハザード因子の発生が起こることであろうと推定する。Release assessmentはハザード因子の発生が起こることであろうと推定する。Release assessmentはハザード因子の発生が起こることであろうと推定する。	該当なし	
	Exposure assessment	Exposure assessment	<b>10 ばく露評価</b> ハザードの蔓延に影響を与える収穫後の要因に関する暴露評価に相当。ハザードの蔓延に影響を与える収穫後の要因に関する暴露評価に相当。消費時点における耐性菌による食品汚染の可能性及び程度を推定すること	Exposure assessment 人がハザードにばく露される経路を説明し、そのばく露の起こる可能性及びその程度を評価することをいう。	Exposure assessment 対象動物からの放出の時点から食品の消費又は直接接觸の時点までのヒトのハザードへの曝露に必要な生物学的経路を説明し、曝露量と曝露が起きた蓋然性(確率)を推定すること。	Exposure assessment Exposure assessmentは、食品由來の曝露経路を通してヒトが危険因子に曝露される確率を説明する。Exposure assessmentはヒトの健康上曝露される細菌に食品間連経路を通して曝露される確率を定性的に推定すべきである。	Exposure assessment 同左	動物由來の耐性菌(又はその伝達性遺伝因子)に感受性を有するヒトが曝露される量と頻度を分析すること。	該当なし
	Consequence assessment	Hazard characterization ハザードの特性評価	<b>11 影響評価</b> ハザードの蔓延によるヒトの有病可能性を知るためにハザード、食品及び宿主の特性を評価すること。 食品由来薬剤耐性ハザードの特性評価には、耐性菌への曝露によって起こりうる付加的な影響、例えば疾病の発生頻度や重度度の上昇を推定するために獲得耐性の特性評価も含まれる。	Consequence assessment ハザードの人へのばく露とそのばく露による人への影響との関連性を説明し、人用抗生物質によると治療効果が弱まっている場合がある場合は、その影響を考慮する。また、耐性菌の特性評価によって何種類かの組合せがある。しかし、耐性菌の特性評価は、病原体の個性によって引き起こされる影響に加わる影響に関連するものであり、耐性が伝播又是耐性の増加をもたらさない限り、抗生物質治療が必要となる状況にのみ関連する。	Consequence assessment ヒトのハザードへの曝露による潜在的な有害健康影響及び影響の重複度と、そのリスクを評価することを目的とする。Consequence assessmentは、ヒトの健康上のリスクを評価するためのアセスメント過程の目的から、このリスクを評価することを目的とする。	Consequence assessment Consequence assessmentは生物因子(危険因子)とそれに対する曝露の結果との間の関連性を説明する。	Consequence assessment Consequence assessmentはハザード因子に対する特定のばく露及びそのばく露の結果との間の関連性を説明する。	Impact characterisation 感受性を有するヒトにおける動物由來耐性病原菌によって引き起こされる感染症を評価すること。	該当なし
	Risk estimation	Risk characterization 発生評価、曝露評価及び影響評価の結果を統合して、特定したハザードに沿ってリスクの具体的な推定を行うこと。したがって、リスクの推定では、ハザードの特定から望ましくない結果までのリスクの経路全体を考慮する。	<b>12 リスクの推定</b> 発生評価、ばく露評価、影響評価を統合して、特定したハザードによるリスクを推定することをいう。	Risk estimation 発生、曝露及び影響評価の主な調査結果を統合し、最初に特定されたハザードに沿ってリスクの総合的な推定を提示すること。したがって、リスク推定では、特定されたハザードから望ましくない結果までのリスク経路全体が規定される。	Risk estimation Release assessment, Exposure assessment及びConsequence assessmentを統合した後に、食料生産動物におけるその薬剤の安全性と有病性を評価する。Consequence assessmentは、ヒトの健康上のリスクを評価するためのアセスメント過程の目的で、リスクのランク分けは食料生産動物におけるその薬剤の使用に伴って発生した抗生物質耐性によってヒトの健康に有害な影響がある相対的な可能性を示す。	Risk estimation このリスクアセスメントの目的から、FDAは規定された危険因子に対する曝露がヒトの健康に及ぼす可能性のある結果を、その抗生物質に付随する医療における重要性を考慮して推定できるであろうと判断している。	Risk estimation Risk characterisation 動物由來の耐性菌(又はその伝達性遺伝因子)への曝露後に感受性を有するヒトが感染し、発症する蓋然性(確率)及び影響の重複度を説明すること。	Risk characterisation 該当なし	
	Risk evaluation	リスク評価							
定義	Risk management	リスク評価							
	Sensitivity analysis	リスク評価	リスクの推定に当たって、考慮すべき要因であり、感度分析と組み合わせて、不確実性分析を使用して、モデル出力の不確実性に対する相対的な寄与の観点から、モデル入力の不確実性の重要性を評価することも可能である。						
	Uncertainty	リスク評価	リスクの推定に当たって、考慮すべき要因であり、variabilityと不確実性の明確な説明が必要である。リスクの最終的な推定における信頼度は、リスクの推定に至るまでのすべてのステップで特定されたvariability、不確実性、及び仮定に依存する。リスク評価者は、リスク管理者がこれらの侧面からリスクの推定に与える影響を理解していることを確認する必要がある。一定のリスク評価者が望ましいが、専門的及び/又は専門家の助言を通じて構成される場合がある。質の確かさの観点からは、不確実性分析はモデル予測の精度を特徴付けるための有用な方法である。感度分析と組み合わせて、不確実性分析を使用して、モデル出力の不確実性に対する相対的な寄与の観点から、モデル入力の不確実性の重要性を評価することも可能である。	Uncertainty 不確実性は見落としの不足を反映したものであり、追加のデータや情報によって低下させることができるものである。					
	Variability	リスク評価	リスクの推定に当たって、考慮すべき要因であり、variabilityと不確実性の明確な説明が必要である。リスクの最終的な推定における信頼度は、リスクの推定に至るまでのすべてのステップで特定されたvariability、不確実性、及び仮定に依存する。リスク評価者は、リスク管理者がこれらの侧面からリスクの推定に与える影響を理解していることを確認する必要がある。一定のリスク評価者が望ましいが、専門的及び/又は専門家の助言を通じて構成される場合がある。質の確かさの観点からは、不確実性分析はモデル予測の精度を特徴付けるための有用な方法である。感度分析と組み合わせて、不確実性分析を使用して、モデル出力の不確実性に対する相対的な寄与の観点から、モデル入力の不確実性の重要性を評価することも可能である。	Variability データのvariability(例えば、耐性分布のEU諸国間の変動)に関しては、苦しい変動がみられる場合は、リスク要因に関して最も一般的または最悪のケースを考慮した想定を提示することが選択肢となりうる。					
	13 指標細菌	リスク評価	細菌、大腸菌等の動物用抗生物質の評価において薬剤感受性の指標(広く用いられている細菌をいう)、動物由來感染症の原因ではない細菌等、動物の細菌に生息し、アーバニエンスによって人に伝達される。通常、人の食品由來感染症を起こさない。	Variability 無作為と個体間のはらつきを含む、モデル化された対象物の不均一性。variabilityは追加のデータや情報によって低下させることはできない。					
	14 交差耐性	リスク評価	同一系統の薬剤や作用機序等が類似の薬剤に対して耐性を示すことをいう。	データのvariability(例えば、耐性分布のEU諸国間の変動)に関しては、苦しい変動がみられる場合は、リスク要因に関して最も一般的または最悪のケースを考慮した想定を提示することが選択肢となりうる。					
	15 共耐性	リスク評価	複数の異なる系統の抗生物質に耐性を示すことをいう。薬剤耐性遺伝子を媒介する可動性遺伝因子などの獲得が関与している。	各要因(パラメーター)に際しての不確実性及びvariability、そしてこれらがリスク評価全般の信頼性と一致する可能性を及ぼす影響について評価する必要がある。この背景の下で、リスク評価者は利用可能なデータの明瞭な要約を示すとともに、リスク評価の各ステップの最後に結論を付すことを目標としなければならない。					

作成者	OIE	Codex	耐性WG	EMA	FDA/CVM	FDA/CVM	Australia	VICH	
対象及び目的			<p>第4 目的及び対象</p> <p>1. 指針の対象</p> <p>本ガイドラインの範囲は、リスク分析のプロセスと方法論、及び抗薬耐性の選択性と抗薬耐性の選択による透明で客観的かつ科学的に正当な方法を提供することである。</p> <p>抗薬耐性以外の使用に関連する食品由来抗薬耐性の問題に関するガイドラインとしては、食品由来抗薬耐性のリスク分析のためのコードレスガイドライン(CAC/GL77-2011)が適用される。</p>	<p>このガイドラインの範囲は、食品生産動物を治療することを目的とした動物用抗薬耐性の選択性と抗薬耐性の選択による透明で客観的かつ科学的に正当な方法を提供することである。</p> <p>抗薬耐性以外の使用に関連する食品由来抗薬耐性の問題に関するガイドラインとしては、食品由来抗薬耐性のリスク分析のためのコードレスガイドライン(CAC/GL77-2011)が適用される。</p>	<p>承認前の安全性評価プロセスの一環として、食品生産動物での使用目的としたすべてのクラスの抗薬耐性動物用医薬品のすべての使用方法における健康への潜在的な影響を検討することとしている。このガイドラインの範囲は、動物由来の食品の消費を介したヒトの健康に対する影響のある食品由来細菌の伝播の影響を評価することである。主たる評価の対象は食品由来病原体であるが、その他の腸内細菌も必要に応じて考慮することとする。</p>	<p>承認前の安全性評価プロセスの一環として、食品生産動物での使用目的としたすべてのクラスの抗薬耐性動物用医薬品のすべての使用方法における健康への潜在的な影響を検討することとしている。このガイドラインの範囲は、動物由来の食品の消費を介したヒトの健康に対する影響のある食品由来細菌の伝播の影響を評価することである。主たる評価の対象は食品由来病原体であるが、その他の腸内細菌も必要に応じて考慮することとする。</p>		<p>本ガイドラインは、新規抗生物質を登録するための、又はすでに登録されている場合、本申請の食品を、審査する際の接点として、抗生物質の効果と、抗生物質の直接的な接觸によって作用する可能性のある他の微生物の影響を考慮することである。</p> <p>本ガイドラインは、動物由来の医薬品がヒトの健康に影響を与える可能性があることを示すものである。</p> <p>本ガイドラインは、動物由来の抗薬耐性の使用方法に基づいた使用に関する抗薬耐性の出現の可能性を分析するために必要な研究、データ及び情報の種類を概説しており、これらの研究、データ及び情報には、生物学的活性成分、動物細胞、活性成分、抗薬耐性における細菌の量的評価などを含む。</p>	
進め方			<p>少なくとも定性的リスク評価は常に実施する。</p> <p>リスク分析の一般原則が定性的及び定量的リスク評価のいずれにも同様に適用される。リスク評価の結果は、通常の事実と特徴を特徴づけること、暴露による健康への影響の程度と重篤度について説明するための透明な科学的根拠を提供する。</p> <p>特定の製剤に対する特定のリスクに対する抗薬耐性リスク評価では、耐性率及び文書化された決定因子によらずすべての食品(国内及び輸入の)のリスク評価を行う。リスク評価は、リスク評価のための既存の抗薬耐性及び文書化された決定因子に基づいて行われる。利用可能な定性的情報の利用を軽視することなく、定量的データは最大限に使用する必要がある。</p> <p>(参考)リスク分析の原則 リスク分析は、 ・リスク評価、管理、コミュニケーションという3つの異なる構成要素からなる体系的なアプローチで行う。 ・利害可能なすべての科学データに基づく。 ・真して適用する。 ・オープンで、透明性があり、文書化されている。 ・新しいデータに基づいて、適切に評価および審査する。 ・不確実性とvariabilityを明確に考慮した上で行う。</p>	<p>食品由来抗薬耐性リスク評価は、ハザードの特徴とともに統一リスク評価により行われる。リスク評価は、発生評価、リスク評価、影響評価及びリスクの推定によって構成される(図)。</p> <p>特定の製剤に対する特定のリスクに対する抗薬耐性リスク評価では、耐性率及び文書化された決定因子によらずすべての食品(国内及び輸入の)のリスク評価を行う。リスク評価は、リスク評価のための既存の抗薬耐性及び文書化された決定因子に基づいて行われる。リスク評価は、リスク評価のための既存の抗薬耐性及び文書化された決定因子に基づいて行われる。リスク評価は、リスク評価のための既存の抗薬耐性及び文書化された決定因子に基づいて行われる。</p> <p>図1 食品健康影響評価の進め方</p> <p>委員会は、原則として定性的リスク評価を行うこととするが、対象の動物用抗薬耐性物質の特徴に応じて、定性的リスク評価の結果を踏まえて半定量的又は定量的評価することが必要であると判断されたものについては、さらにデータ等を収集及び精査した上で半定量的又は定量的リスク評価を行うこととする。</p>	<p>本リスク評価への定量的リスク評価の実施は技術的手段を用いることである。本リスク評価への定性的アプローチに関するFDAの現在の考え方では定性的リスク評価の実施を提案するが、定量的データが利用可能な場合は、申請者はリスク評価の手法を改善することを勧める。評価は体系的かつ透明性の確保された進め方で実施される必要がある。</p>	<p>本ガイドラインでは、特に十分なデータが不足している部分におけるリスク評価への定性的アプローチに関するFDAの現在の考え方におけるリスク評価の実施を記載している。FDAは定量的リスク評価を排除するつもりはない。また、FDAはリスク評価のプロセスに組み込まれるアプローチと既存を洗練し改善するデータやモニタリングを、申請者が追求することを推奨する。</p>			
資料			<p>情報源</p> <p>食品由来抗薬耐性リスク評価には複数のデータソースが必要となる可能性が高く、これらのデータは制限される可能性があるという事実を考えると、データの長所、欠点、不一致及び欠落を明確に説明する必要がある。</p> <p>考案される情報源は以下のとおり。</p> <p>考案される情報源は以下のとおり。</p> <p>□監視プログラム □付生菌に関する流行性及び散発性症例の疫学調査 □調査する食品由来感染症の発生に関する報告書、一次及び二次伝播、抗薬療法、及び疾患の頻度と重篤度に対する耐性の影響を含む他の細菌の影響を含む。</p> <p>・食品由来細菌の国・地域治療ガイドライン(対象細菌又は他の細菌における耐性増加の医学的意義及び代替治療に対する潜在的な影響に関する情報を含む)。</p> <p>・食生活から消費(至るまでの細菌との環境との相互作用に関する研究)、(水、食、農業、下水)。</p> <p>□抗薬耐性の発現に対する研究(選択の可能性(in vitro及びin vivo)) □抗薬耐性の特性に関する研究(選択の可能性(in vitro及びin vivo))に対する抗薬耐性、遺伝子の選択性、環境への拡散を含む)。</p> <p>・細胞の耐性、病原性及び適応度(例えば、生理性又は適応性)の間の関連性について研究。</p> <p>□抗薬の使用と耐性の関連性に取り組んだ実験及び/又は野外の動物、農産物試験(特に地域データ)。</p> <p>・科学に基づく専門家の意見。</p> <p>□既存の微生物及び抗薬耐性リスク評価</p>	<p>第5 評価に用いる資料等の考え方</p> <p>評価に用いる資料は、原則として、リスク管理職から提出された資料で、科学的見知り、適切であると認められるものを用いることとする。食品健康影響評価に必要な情報が不十分であると判断された場合は、リスク評価機関に必要な資料を求めるは、委員会自ら資料を求める場合がある。</p> <p>また、評価に用いる資料は、食品健康影響評価の妥当性を確保するため、原則として優良試験所規範(GLP)に対応試験等の適切に運営管理されている試験結果において信頼性が証された試験方法によって実施された試験結果、国際競争における評価書及び科学的信頼できる文献等とする。</p>	<p>情報源とデータの質</p> <p>考案される情報源は例えば以下の通り ・簡易書類の他のセクション(実験、残留など) ・国際EU(EMA、EFSA、ECDC)のデータベース情報 ・耐性菌関連感染症の集団又は散発発生症例の研究 ・抗薬耐性物質による耐性菌選択の可能性及び伝達の決定因子の調査に関する科学的研究</p> <p>許容可能なデータは以下の通り ・申請者による研究 ・公表の報告書 ・申請者による研究 ・申請者による研究 ・MIOに関する研究について、主要な細菌のデータはVICH GL27の要求に一致しており、サーベーランスプログラムに基づき場合は最近5年間のEUに関するデータである。</p> <p>・EU内でこれまで使用歴のない新たな抗薬耐性物質に関しては、利用地できるなら3回から4回の情報が有用かもしれない。 ・化合物特徴のデータが利用できない場合は、同一の抗薬耐性物質クラスの化合物にに対して言及されるかもしれないが、旨次の関連性について述べる。 ・公文文献や申請者の研究からのデータの利用ができない場合、専門家の見解を求めるのがよい。 ・完全なデータの欠落がある場合、不確実性の高い分野として強調しない必要がある。</p>	<p>データ資料/データの質</p> <p>微生物的な食品の安全評価を支持するためにさまざまな資料が使用されることがある。これらの材料は承認を支持するために使用されるデータのFDA基準に合致すべきである。申請者は以下の点を考慮すること:</p> <p>・公文文献 ・申請者の研究 ・申請者による研究 ・GLP及びGCPに従って実施されること ・MIOに関する研究については、主要な細菌のデータはVICH GL27の要求に一致しており、サーベーランスプログラムに基づき場合は最近5年間のEUに関するデータである。</p>	<p>データ資料/データの質</p> <p>同上</p>	<p>1) 前向き試験の実施による必要データの作成。FDAは非臨床試験の実施に対してGLPに関する要件について申請者が21 CFR Part 58を参照することを勧める。いかなるdeviation(逸脱)(偏差値)も最終報告書には記録しなければならない。</p> <p>2) 在今の開文文献(既掲載の審査を受けた公表論文を含む)の提出。FDAは申請者が企業のためのガイドライン(06/2023年6月時点では改正ドラフット)の公表文献の利用に関するガイドライン「動物用医薬品の承認を支持する公表文献の利用」を参照することを勧める。</p>	
見直し			<p>第6 評価の見直し</p> <p>評価を行った後に、最新の科学的見知りや国際的な評価基準の動向等を勘案して、各種判断を見直す必要が生じた場合は、適宜、評価の見直しを行う。</p> <p>第7 の見直し</p> <p>畜産分野で使用される動物用抗薬耐性物質によって選択される薬剤耐性の特徴による薬剤耐性決定因子の特徴をより細かく評価する際については、引き続き、検討される必要がある。そして、これらに関する種々の試験方法及び後述技術の向上等により新たな科学的見知りが明らかになった場合には、必要に応じて、本指針の見直しを行う。</p>						



作成者	OIE	Codex	耐性WG	EMA	FDA/CVM	FDA/CVM	Australia	VICH	
リスク評価			第2 リスク評価						
			リスク評価は、特定したハザードについて行い、次の発生、ばく露及び影響評価の結果を総合的に判断して、リスクの推定を行うことによって実施される。発生、ばく露及び影響評価並びにリスクの考え方については、別紙2で定める。						
発生評価	Release assessment	Exposure assessment Pre-harvest factors affecting prevalence of hazard	① 発生評価	Release assessment	Release assessment <アセスメントの範囲>	Release assessment <アセスメントの範囲>	Antibiotic resistance Hazard characterization in Antibiotic resistance risk assessments Exposure characterization in Antibiotic resistance risk assessments		
		ハザードの蔓延に影響を与える収穫前の要因に関する暴露評価には耐性決定因子の特徴の環境への放出がむらされる生物学的経路を説明する。また、この過程が生じる蓋然性(確率)を定性的又は定量的に推定する。発生評価では、量とタイミングの一連の条件のそれぞれにおいて可能なあらゆるハザードのそれぞれが放出される蓋然性(確率)と、蓋然性(確率)がさまざまな作物、事象及び措置の結果として、どのように変化するかを説明する。	発生評価の範囲は、動物用抗生物質を家畜等に使用した時点から、当該家畜等又は当該家畜等から生産された畜水産食品が農場又は養殖場を出します。	特徴の動物用抗生物質製剤の対象動物への使用や、動物と殺すまるまで、食品を採取するまで、又は取扱者が直接接するまでに耐性菌の選択をもたらすために必要な生物学的経路について説明し、その完全なプロセスが起こる蓋然性(確率)を推定すること。	Release assessmentは、食料生産動物における抗生物質新動物源の選択する使用法が動物において耐性菌を有する又は選択させる確率を推定する。Release assessmentは、動物における耐性菌の出現と耐性決定因子の獲得(すなわち危険因子の発生)に寄与する抗生物質新動物源及びその動物での使用に関する要因について記述する。また、可能であれば、抗生物質新動物源を食料生産動物に入手するヒトの暴露源としての食料生産動物に焦点を当てる。有害因子に対するヒトの暴露はExposure assessmentで扱うべきである。	発生評価に関する要因については、上記の3つのセクションに記述されている。			
		動物や農産物における耐性の選択及び拡散の可能性を推定するうえで、考慮する要因は以下のとおり	発生評価は、次に掲げる情報等を用いて、①ハザードの出現、②ハザードを含む該細菌の感受性分布、③その他要因の観点から実施される。	発生評価	＜考慮する要因＞	＜考慮する要因＞			
		・抗生物質の投与方法と投与経路 ・投与計画(投与量、投与期間及び治療期間) ・動物種、飼育目的、及び場合により投与対象動物の生産様式 ・対象動物に於いて抗生物質が過応答となる感染症又は疾患の分布	・抗生物質の投与方法と投与経路 ・投与計画(投与量、投与期間) ・投与された期間内の他の抗生物質使用による累積効果 ・抗生物質の対象対象となる感染、疾患の有病率	・(1) ハザードを含む該細菌の感受性分布に関する情報 ① 評価対象動物用抗生物質のハザードを含む該細菌に対する最小発育阻止濃度の分布又は最小殺菌濃度(標準株又は代表株と野生株のデータ) ② 畜産及び養殖現場における薬剤耐性菌の発生状況	・必要なデータ	・化学名、CAS番号、構造式 ・抗生物質の系統(例:マクロライド) ・製品の処方(活性成分と不活性成分)	・同左 ・同左 ・同左	・一般名、化学名、CAS登録番号、化学構造、製造者のコード番号及び/又は別称(synonyms)	
		・適応外使用に関するデータ ・抗生物質の薬物動態及び関連する薬力学	・抗生物質の投与方法と投与経路 ・対象動物及び薬力学	・使用条件 ・対象畜種 ・生産形態 ・管理方式 ・疾病的兆候及びその進行 ・特定の条件で得られる結果が推定される動物の数及び年齢(体重)、動物園及び施設間における耐性の監視	・提案する休業期間 ・対象動物 ・意図する対象動物種(species) ・投与法・投与経路(すなわち、注射、飲水、飼料)	・望まる販売形態(獣医師による監督レベル(短命薬、veterinary directive)、獣医師による飼料添加表示(正しい)、店頭販売) ・推奨される販売ルート(抗生物質に関する重要事項) ・投与方法(用量、期間、投与経路(注射、飼料添加、飲水添加)) ・提案される製品の注文書書き ・意図する対象動物の種類(class) ・提案する休業期間 ・提案する製品の使用の程度に関する考察(たとえば、投与期間、個体群又は個体群か、大きな群か)	・短命タイプ又は短形 ・包装サイズ(表示明細ごと) ・販売範囲(表示明細ごと) ・販売スケジュール ・表示明細	・薬物動態に関するデータ(時間ごとの血清/血漿中の濃度、最大濃度、最高濃度到達時間(Tmax)、分布容積(Vd)、消除半減期(t1/2)、絶対的血清又は血漿中濃度、Cmax、Tmax等(海外及びオーストラリアのデータ)) ・薬物の使用方法及び対象動物 ・意図する対象動物の主要な動物種 ・個体への投与対象となる動物種 ・群又は個体への投与対象となる他の動物種	
		・動物、動物由来食品及び動物由来排泄物のサーベイランスによって得られた耐性菌の傾向と発生に関するデータ	・食品由来薬剤耐性菌の季節的及び季節的变化 ・人獣共通性及び(又は)常在性食品由来薬剤耐性菌の感染/排泄菌 ・投与対象動物における常在菌及び人獣共通病原菌のまん延状況及び耐性菌	・薬物動態及び薬力学 ・対象動物におけるその薬剤の吸收、分布、代謝、排泄 ・薬力学、人獣共通感染症原体及び常在菌への影響、濃度依存性、時間依存性及び濃度・時間依存性効果、Post antibiotic effect、最小選択性濃度、最小発育阻止濃度以下の効果 ・ヒトへの健康影響の可能性があるハザードとして特定された細菌に関する薬物動態及び薬力学(情報を利用可能な場合)	・対象動物におけるその薬剤の吸收、分布、代謝及び排泄 ・薬力学及び時間依存効果のようないくつかのコロナリティクス ・細胞内成分中の活性抗生物質のデータ、又は推定 ・対象動物に於けるその薬剤の吸收、分布、代謝及び排泄 ・薬力学及び時間依存効果のようないくつかのコロナリティクス ・細胞内成分中の活性抗生物質の情報及びデータ、又は推定	・同左 ・同左 ・同左	・Post antibiotic effect及び他の効果 ・細胞内成分中の活性抗生物質の情報及びデータ、又は推定	・薬物動態に関するデータ(時間ごとの血清/血漿中の濃度、最大濃度、最高濃度到達時間(Tmax)、分布容積(Vd)、消除半減期(t1/2)、絶対的血清又は血漿中濃度、Cmax、Tmax等(海外及びオーストラリアのデータ)) ・薬物の使用方法及び対象動物 ・意図する対象動物の主要な動物種 ・個体への投与対象となる動物種 ・群又は個体への投与対象となる他の動物種	・薬物動態に関するデータ(時間ごとの血清/血漿中の濃度、最大濃度、最高濃度到達時間(Tmax)、分布容積(Vd)、消除半減期(t1/2)、絶対的血清又は血漿中濃度、Cmax、Tmax等(海外及びオーストラリアのデータ)) ・薬物の使用方法及び対象動物 ・意図する対象動物の主要な動物種 ・個体への投与対象となる動物種 ・群又は個体への投与対象となる他の動物種
		・抗生物質投与後の投与対象内での常在菌及び人獣共通病原菌の耐性獲得率	・対象動物集団における人獣共通感染症原体及び常在菌の保菌状況及び耐性状況 ・対象動物におけるハザードとして特定された人獣共通感染症原体及び常在菌の当該及び関連抗生物質に対する耐性状況(例:5種のデータ)	・薬剤感受性データ(例:ヒトの懸念される食品媒介性細菌のMIC及びMBC) ・基本的な薬剤耐性状況 ・直接的な接触に関して、対象動物における関連細菌の食肉及び皮膚表面状況及び農場周辺環境中の分布状況 ・使用条件での抗生物質の使用による食品由来細菌の耐性選択性及び増出荷及び収穫の時点と関連して使用中止後の耐性の低下率	・作用のタイプ(例:殺菌作用か、静菌作用か) ・抗生物質の機序に關する詳細(たとえば、蛋白結合阻害) ・抗菌スペクトル ・一般的情報(例:グラム陽性、グラム陰性、広範囲、扶範囲など)	・同左 ・同左 ・同左	・関連する細菌のリスト(対象動物の病原細菌、食品由来細菌) ・関連する細菌の耐性機序及び伝伝字の知見	・対象動物病原菌の最小発育阻止濃度(MIC)(製品表示請求範囲ごと) ・人獣共通感染症原菌、食品由来病原菌及び常在菌のMIC ・関連する細菌のin vitroの耐性パターン ・MIC(できれば現時のオーストラリアの分離株のデータを含む)	・抗生物質の作用機序及びタイプ(殺菌性、静菌性)
			・抗生物質投与後の投与対象内での常在菌及び人獣共通病原菌の耐性獲得率	・その他の情報 ・恒久的耐性の出現又は既往の割合に関連する情報 ・対象動物を用いた後、その薬剤を使用した後に、ヒトの健康上影響を及ぼす場合の当該及び関連抗生物質に対する耐性状況(例:5種のデータ)	・FDAは申請者が対象菌種及び腸管常在菌における申請薬及び開発する薬剤に対する耐性の分布状況を把握できる疾患データを提供することを推奨する。新たに作成されたデータまたはNARMSのデータ、文献データまたは他のサーバイランス等に基づく既存のデータから得られるであろう。申請菌に關する基本的なデータが得られない場合は、データの取得または収集に際してFDAに相談のこと	・その他の要因 ・恒久的耐性の出現又は既往の割合に関連する情報 ・対象動物を用いた後、その薬剤を使用した後に、ヒトの健康上影響を及ぼす場合の当該及び関連抗生物質に対する耐性状況(例:5種のデータ)	・対象動物病原菌の最小発育阻止濃度(MIC)(製品表示請求範囲ごと) ・人獣共通感染症原菌、食品由来病原菌及び常在菌のMIC ・関連する細菌のin vitroの耐性パターン ・MIC(できれば現時のオーストラリアの分離株のデータを含む)	・品、当該抗生物質又は関連の化合物の使用に伴って生じた対象動物の病原細菌及び食品由来細菌の耐性パターン(MIC、耐性出現頻度)	

作成者	OIE	Codex	耐性菌WG	EMA	FDA/CVM	FDA/CVM	Australia	VICH		
発生評価										
・耐性機序及び直接的又は間接的な耐性伝達経路	・耐性機序	(2) ハザードの出現に関する情報 ① ハザードの耐性機序(抗生物質の不活性化、抗生物質標的分子の変化、抗生物質の取り込みの減少、抗生物質の読み出し等)	・動物及びヒトの病原菌における既知の耐性機序(たとえば、抗生物質の不活性化、薬剤標的の変化、取り込みの減少、抗生物質の読み出しなど)	同左	・耐性機序 ・動物及びヒトの病原菌における既知の耐性機序(たとえば、抗生物質の不活性化、薬剤標的の変化、取り込みの減少、抗生物質の読み出しなど)	・耐性機序 ・動物及びヒトの病原菌における既知の耐性機序(たとえば、抗生物質の不活性化、薬剤標的の変化、取り込みの減少、抗生物質の読み出しなど)	・抗生物質耐性の機序及び遺伝子学的情報 ・抗生物質耐性遺伝子の発生と伝達率			
・病原性と耐性の潜在的な関連性	・薬剤耐性決定因子の局在部位及び分布	② ハザードの遺伝子の情報 ③ 突然変異による薬剤耐性の獲得率(突然変異率)及び獲得の速度(複数の供試菌株の獲得率等)に関する情報。供試菌株に関する情報(由来等)を示す。	・耐性決定因子の位置(たとえば、プラスミド性か、染色体性か:ランスボソンにあるか、インテグラコンか、又はファージか)  ・耐性が点突然変異で起こるときとすれば、点突然変異の起こる率は? 同左	・耐性決定因子は細菌間で、転換、導入、接合又は転座で伝達されるか、されるとすればその率は?	・耐性決定因子は細菌間で、転換、導入、接合又は転座で伝達されるか、されるとすればその率は?	・耐性が点突然変異で起こる場合、点突然変異の発生頻度は? ・in vitroでの抗生物質存在下での継代実験等から示される耐性発現の推定出発頻度	・in vitroでの変異頻度に関する研究			
・細菌間の薬剤耐性伝達率		④ 薬剤耐性決定因子の細菌間での伝達の可能性 ⑤ ハザードが交差耐性又は共耐性を示す可能性がある医療上重要な人用抗生物質に対する耐性菌が評価対象抗生物質の使用により選択される可能性に関する情報	・耐性決定因子の伝達及び伝達効率 ・in vitro 及び in vivo での耐性選択の効率及び程度、実験動物又は対象動物での実験結果や、in vitro での耐性選択の効率を含む。 ・耐性が点突然変異、一塩基又は別個遺傳子の形質転換、形質導入、接合伝達、及び伝達効率、in vitro 条件は野外状況を反映しているか。  ・耐性選択圧 ・想定される使用量 ・用途及び使用期間の提携 ・投与経路(個体/群、局所/全身、経口/非経口) ・共耐性/交差耐性を説くする抗生物質による選択圧  ・対象動物での使用条件における消化管内腔の抗生物質濃度の推定及び腸内細菌叢への予期される影響 ・投与抗生物質又は代謝物による抗活性 ・腸内細菌叢中の耐性選択及び耐性菌の排泄期間への予期される影響	・耐性決定因子は細菌間で、転換、導入、接合又は転座で伝達されるか、されるとすればその率は?	・耐性決定因子は細菌間で、転換、導入、接合又は転座で伝達されるか、されるとすればその率は?	・耐性選択子の伝達及び伝達効率 ・耐性決定因子は細菌間で、形質転換、形質導入、接合伝達又は転位で伝達されるか ・耐性決定因子が伝達される場合、その伝達効率は?	・抗生物質耐性伝伝子の発生と伝達率			
・他の抗生物質との交差耐性又は共耐性	・表現型及び遺伝型の特性に基づいた他の抗生物質に対する共耐性及び交差耐性					・同じクラス及び他のクラスに属する他の抗生物質との関連する細菌の in vitro 交差耐性に関する結果 ・海外もしくはオーストラリアのデータがない場合は、関連の科学的所見を以下のとおり示すこと ・抗生物質又は代謝物への腸内細菌叢の暴露の可能性に関する情報 ・高 ・低 ・なし ・対象動物の大腸内で抗生物質(又は代謝物)が活性を有する化合物として存在する可能性がある場合 ・結果内容物中の既知又は予測される抗生物質濃度 ・抗生物質の結果内の細菌(兼性菌を含む)及び対象動物・畜産物の関連する細菌の耐性パターンへの予想される影響(入手できない場合、代用可能) ・該使用方法及び使用量・分布において出現する可能性のあるハザードについて説明 ・製品を当該使用方法で使用した時のハザード出現の可能性を区分(無視できる、低、中、高)		・対象動物種の集団における食品由来細菌の保菌レベル		・交差耐性及び共耐性に関する情報。表現型に関する情報に加え、可能なあれば伝伝学的な情報を含める。
・対象動物種における耐性を発現する可能性のある病原体の分布 ・ヒトの病原菌に耐性を移すことができる常在細菌の分布		・投与対象動物における常在菌及び人獣共通病原菌のまん延状況(及び耐性割合)  ・動物管理に関する要因 ・農業生産・管理に関する要因 ・対象動物/農産物が食品媒介薬剤耐性菌を獲得する由来としての投与対象外の動物・植物種、動物用飼料及び飼料添加物、土壌・水・動物及びヒトの排泄・産業物  ・耐性菌/耐性決定因子の投与対象動物/農産物間、動物/農産物から環境、及び環境から動物/農産物への伝達								
・抗生物質使用的傾向及び農場生産システムの変化に関するデータ ・投与対象動物の数、年齢、地理的分布、及び場合により性別		(3) 使用量に関する情報 ① 動物用抗生物質の流量(実量(全体、家畜等別))  ② 製剤の製造(輸入)量又は販売量(全体、家畜別)  ③ 販売開始時期	・一定期間中に抗生物質にばく露された動物数(又は農産物の範囲) ・抗生物質使用の地理的分布、使用農場数 ・抗生物質の使用傾向、流行病に関する情報、農場生産システムの変化、又は抗生物質使用に影響を与える可能性のある他の変化		Release assessmentの結論	Release assessmentの結論	・オーストラリア国内の使用量及び使用される地理学的地域及び農業地帯 (HC)	考案		
			・申請者は、検定された各ハザードについて各要因に照準する証拠が指針的な観点から耐性の出現に有利に作用する要因性(强度)を高(H)、中(M)、低(L)、または極めて低(VL)の区分で評価する必要がある。 ・申請者は、製品の提出された使用の結果として薬剤耐性菌/決定因子が選択され、放出される蓋然性(確率)(H, M, L, VL等)等に区分して評価する必要がある。 ・申請者は、製品の提出された使用の結果として薬剤耐性菌/決定因子が選択され、放出される蓋然性(確率)(H, M, L, VL等)等に区分して評価する必要がある。 ・申請者は、被申請者が支持データにもとづいて Release assessmentに照準するすべての要因を定性的に特徴付けることを勧める。われわれはこの特徴付けに、各要因が耐性の発生を助ける程度が高い、中位、又は低いの推定を含めることを勧める。たとえば、その新動物薬が耐性を付与する突然変異を容易に選択するなら、その薬剤の活性スペクトルは耐性の発生又は選択を助けるリスクが高いことになり、逆に、その薬剤の活性スペクトルは耐性の発生又は選択を助けるリスクが低いことかが予測されば、耐性に影響することに関するアーマードバイオミクスのランクは低い、などである。これらのランク付けは次に統合されて発生のアセスメント全体が高い、中位、低いランク付けされる。FDAは、申請者が結果に開示する詳細な考察を示すこと及び要約の形式(表1)によって結果を表示することを推奨する。	・FDAは、申請者が支持データにもとづいて Release assessmentに照準するすべての要因を定性的に特徴付けることを勧める。われわれはこの特徴付けに、各要因が耐性の発生を助ける程度が高い、中位、又は低いの推定を含めることを勧める。たとえば、その新動物薬が耐性を付与する突然変異を容易に選択するなら、その薬剤の活性スペクトルは耐性の発生又は選択を助けるリスクが高いことになり、逆に、その薬剤の活性スペクトルは耐性の発生又は選択を助けるリスクが低いことかが予測されば、耐性に影響することに関するアーマードバイオミクスのランクは低い、などである。これらのランク付けは次に統合されて発生のアセスメント全体が高い、中位、低いランク付けされる。FDAは、申請者が結果に開示する詳細な考察を示すこと及び要約の形式(表1)によって結果を表示することを推奨する。	・アセスメントのためにある要因に関する十分な情報又はデータが入手できぬ、又は作成できない場合、もつとも粗略な推定(高い)を仮定すべきである。  ・Release assessmentの結果は、動物における提案された薬剤の使用の結果として耐性菌を発生又は選択する確率を意図する。FDAは、申請者が Release assessment の全体的な定性的ランク付けを行い、中程度又は高いに決定するために表1のすべての関連する要因の評価から得た結果を役用されることを勧める。	スパンサーは、ヒトの健康に影響を及ぼす薬剤耐性菌の選択に製品の使用が与える影響を推定する。そのために、これまで提げた情報について、製品使用後に対象動物の体内で食品媒介病原菌及び常在菌が抗生物質に曝露する観点から考案を行う。				

作成者	OIE	Codex	耐性菌WG	EMA	FDA/CVM	FDA/CVM	Australia	VICH
暴露評価	Exposure assessment	Exposure assessment Post-harvest factors affecting prevalence of hazard	2.ばく露評価	Exposure assessment Exposure assessment	Exposure assessment Exposure assessment	Exposure assessment Exposure assessment	Exposure characterization 動物由来の耐性菌(又はその伝達性伝伝因子)に感受性を有するヒトが暴露される量と頻度を分析すること。	
		ばく露範囲の範囲は、家畜等及び畜産食品が農場又は養殖場から出荷され、輸送、加工等され、人がこれら畜産食品を入手し、摂取するまでとする。	人がハザードにばく露される全ての経路を明らかにするとともに、各段階でのハザードの増加又は減弱を推定し、畜産食品を介してハザードのばく露を受ける可能性及びその程度を推定すること。	対象動物からの放山の時点から食品の消費又は直接接触の時点までヒトのハザードへの暴露に必要な生物学的経路を説明し、暴露量と暴露が起きる蓋然性(確率)を推定すること。				
		・暴露評価では、動物にあらかじめ抗生物質を使用して放牧される耐性菌又は耐性決定因子にヒトが暴露されるのに必要な生物学的経路を説明し、暴露が起こる蓋然性(確率)を推定する。特定されたハザードへの暴露の蓋然性(確率)は、暴露の量、タイミング、頻度、期間、経路などに影響されるヒトの集合が人種及びその他の特性に関する特定の暴露条件において推定される。	ハザードの要延に影響を与える収穫後の要因に関する暴露評価に相当	人がハザードにばく露される全ての経路を明らかにするとともに、各段階でのハザードの増加又は減弱を推定し、畜産食品を介してハザードのばく露を受ける可能性及びその程度を推定すること。	・Exposure assessmentは特定の暴露経路、この場合は動物由来食品を介してヒトの健康上懸念される食品由来細菌にヒトが暴露される確率を説明する。Exposure assessmentはこの暴露が起こる確率の定性的推定を出すべきである。 ・この定性的リスクアセスメントの目的から、FDAはほと段時に動物の体表又は体内に細菌がある確率を動物由来食品中のその過程にヒトが暴露される確率の推定として使うべきであると規定している。	・Exposure assessmentは特定のばく露経路、この場合は動物由来食品を介してヒトの健康上懸念される食品由来細菌にヒトが暴露される確率を説明する。Exposure assessmentはこの暴露が起こる確率の定性的推定を出すべきである。 ・この定性的リスクアセスメントの目的から、FDAはほと段時に動物の体表又は体内に細菌がある確率を動物由来食品中のその過程にヒトが暴露される確率の推定として使うべきであると規定している。		
		耐性菌及び耐性決定因子を含む食品への暴露と関連する可能性のある考慮すべき要因は以下のとおり			・FDAは食品由来の抗生物質耐性菌にヒトが暴露される過程が複雑で、しばしば他の暴露源(たとえば、動物ヒトの直接接触、耐性菌及び耐性決定因子の環境への導入)の寄与があることを認識している。しかし、FDAはもともと重要な暴露経路すなわち食品由来経路に關注する微生物安全研究室は生産工程における抗生物質の使用とその他の抗生物質の使用に対する影響力のある寄与があると信じている。その他の暴露経路の寄与に関する不確実性は過切ないリスク管理戦略の作成時に考慮されるであろう。	・FDAは食品由来の抗生物質耐性菌にヒトが暴露される過程が複雑で、しばしば他の他の暴露源(たとえば、動物ヒトの直接接触、耐性菌及び耐性決定因子の環境への導入)の寄与があることを認識している。しかし、FDAはもともと重要な暴露経路すなわち食品由来経路に关注する微生物安全研究室は生産工程における抗生物質の使用とその他の抗生物質の使用に対する影響力のある寄与があると信じている。その他のばく露経路の寄与に関する不確実性は過切ないリスク管理戦略の作成時に考慮されるであろう。		
		・食品製造工程(ヒ妥、加工、保管、輸送、小売りを含む)中の耐性菌の生存能力及び拡散	ばく露評価は、次に掲げる情報を用いて、①ハザードを含む当該細菌の生物学的特性、②ハザードを含む当該細菌による食品の汚染状況、③その他の要因の観点から実施される。	(1) ハザードの生物学的特性に関する情報	・Exposure assessmentは畜産物の抗生物質の使用とは無関係で、食品の構造により相対的な汚染度とヒトが消費する割合の方法とが消費者の相対的なリスクに対する認識を考慮して推定する。食品の調製法のよる他の要因が畜産物に影響することが認められているが、上記の2つの要因によってヒトの健康上懸念される食品由来細菌にヒトが暴露される確率の定性的指標に対することを意図している。食品の汚染と消費の両方の現在の適切な調査データに基づいて、食品の汚染と消費の両方の現在の適切な調査データを特定の食品にヒトが暴露される確率の定性的ランク付けを支持するために提出することになろう。	・Exposure assessmentは畜産物の抗生物質の使用とは無関係で、食品の構造により相対的な汚染度とヒトが消費する割合の方法とが消費者の相対的なリスクに対する認識を考慮して推定する。食品の調製法のよる他の要因が畜産物に影響することが認められているが、上記の2つの要因によってヒトの健康上懸念される食品由来細菌にヒトが暴露される確率の定性的指標に対することを意図している。食品の汚染と消費の両方の現在の適切な調査データを特定の食品にヒトが暴露される確率の定性的ランク付けを支持するために提出することになろう。		
		・耐性菌がヒトに定着する能力		(2) 生体外(人工培地等)におけるハザードの生存能力と分布の状況				
		・耐性菌ヒトへの感染		(3) 人の細胞内細菌として定着する可能性				
		・耐性菌及び耐性決定因子の人ヒト、動物及び環境間の伝達		(4) 人の常在菌又は病原菌に薬剤耐性決定因子が伝達する可能性				
		・耐性菌がヒトに伝達する能力		(2) 家畜等及び畜産食品が農場又は養殖場を出てから摂取されるまでの経路				
		・食品の微生物除去のため講じられた措置		(1) 家畜等及び畜産食品が農場又は養殖場を出てから摂取されるまでの経路				
		・食品の微生物除去のため講じられた措置		(2) 経路の各段階(ヒ妥、加工、保存、輸送、販売、調理等)における処理				
		・食品の微生物除去のため講じられた措置		(3) (2)によるハザードの増加又は減弱と分布の状況の変化				
		・畜産物の分配傾向及びそれらの畜産物を介した耐性菌又は耐性決定因子へのヒトの暴露の可能性		(3) 善生物に関する情報				
		・ヒト集団のサブグループ構造を含む人口統計及び食品の調理・保管に関する伝統・文化的習慣を含む食品消費様式		(1) 善生物の1人当たりの年間消費量				
		・消費時点での食品中の耐性菌分布		(2) 善生物前(調理前を含む)の畜産食品による食品の汚染状況				
		・消費時点での汚染食品中の耐性菌数		(3) 善生物のヒトにおける耐性菌の検出頻度及び量				
		・動物での定着能力を有し、動物由来食品の汚染につながる耐性菌の動物用飼料における検出状況						
		・ヒトの治療に使用される抗生物質の量と種類						
		・代謝、バイオアクティビティ、腎臓内細菌への分布などの薬物動態						





作成者	OIE	Codex	耐性WG	EMA	FDA/CVM	FDA/CVM	Australia	VICH	
ハザードの特定			<p>別紙1 薬剤耐性菌の食品健康影響評価におけるハザードの特定の考え方</p> <p>第2章の第1に定めるハザードの特定の方は以下のとおりとする。</p> <p>1 ハザードの特定を検討において考慮する細菌等の選択 ハザードの特定を検討するに当たって、初めて以下の(1)～(5)のいずれかに該当する細菌又は薬剤耐性決定因子を考慮する対象として選択する。</p> <p>(1)評価対象抗生性物質の対象とする家畜等の細菌(発生に係る考慮) 評価対象抗生性物質が対象とする家畜等に使用された場合に、耐性を獲得した家畜等が保有する細菌を選択する。選択に際しては、評価対象抗生性物質の投与経路及び薬物動態を考慮する。 具体的には、動物医薬品検査所のデータベースにおいて記載された細菌を選択する。動物医薬品検査所のデータベースに有効菌種が記載されていない場合は、リスク管理機関より提出のあった情報より有効菌種を推察する。</p> <p>なお、有効菌種以外の家畜等が保有する細菌については、(2)や(4)において主要な細菌を選択される。 他にも、家畜等が保有する細菌で考慮すべきものがあれば選択する。</p> <p>(2)食品由来病原菌(ばねに係る考慮) 畜水産食品を介して人に感染する病原菌を選択する。 具体的には、国立感染疾患研究所(NID)ウェブサイト等において、主な食中毒と腸管感染症として挙げられている感染症を対象に、以下の①及び②の手順で起因菌を選択する。 ①(1)感染症の起因菌のうち、評価対象抗生性物質の使用対象となる家畜等から検出されるものを選択 他にも、畜水産食品を介して人に感染する細菌で考慮すべきものがあれば選択する。</p> <p>(3)医療において治療対象としている病原菌(影響に係る考慮) 評価対象抗生性物質又は、当該評価対象抗生性物質と交差耐性若くは、評価対象抗生性物質をホリ可能性がある医療上重要な人用抗生性物質(以下「評価対象抗生性物質等」という。)を用いて治療する感染症の起因菌を選択する。 具体的には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第14号、以下「感染症法」という。)における一部感染症から五類感染症までを対象に、以下の①及び②の手順で細菌を選択する。 ①原因となる病原菌が細菌である感染症を選択し、以下を除外 ・菌種が定められていない感染症 ・感染経路が節足動物の媒介による感染症 ②①に該当する感染症のうち、評価対象抗生性物質等が使用される感染症の起因菌を選択 感染症法における一類感染症から五類感染症まで以外でも、評価対象抗生性物質等による薬剤耐性が臨床現場等で報告されている感染症が存在する場合は、その起因菌も選択する。</p> <p>(4)指標細菌 腸球菌、大腸菌等を選択する。</p> <p>(5)薬剤耐性決定因子 薬剤耐性を獲得するメカニズムに薬剤耐性決定因子が関与する場合、その薬剤耐性決定因子が細菌の移動することで、結果的に人の健康に悪影響を及ぼす可能性も考慮する。主に、家畜に対して評価対象抗生性物質を使用した結果、腸球菌や大腸菌等の細菌において評価対象抗生性物質に対する耐性に陥った場合、薬剤耐性決定因子を保有する株が選択され、食品を介して人に伝播する人の体内細菌叢の細菌に間連薬剤耐性決定因子が伝達される可能性を考慮する。</p> <p>上記を念頭におき、薬剤耐性決定因子そのものをハザードの特定において考慮することが適当である場合は、薬剤耐性決定因子も選択する。</p>						

作成者	OIE	Codex	耐性菌WG	EMA	FDA/CVM	FDA/CVM	Australia	NICH	
			<p>2 ハザードの特定に係る検討の手順  (1)畜水産食品を介して人に感染症を引き起こす病原菌に関する検討</p> <p>1(1)から4)まで選択した細菌について、国内において 評価対象抗性物質を家畜等に使用した結果として出現し、食品を介して人に対する健康上の危害因子となる可能性のある薬剤耐性菌について検討する。</p> <p>具体的には、1(1)から4)まで選択した細菌について、①発生(家畜等に当該抗性物質を使用した場合に薬剤耐性菌を選択する可能性がある細菌)、②ばく露(畜水産食品を介して人に対する健康上の危害因子となる可能性がどの程度あるか)の各要素に対し、該当する以下AからCまでの項目を持つとする。</p> <p>①発生、②ばく露及び③影響の各要素について該当する項目が全てAになつたものをハザードとして特定し評価書に検討の過程を記載する。</p> <p>ハザードとして特定はなれなかったものの、3つの項目がそれぞれA又はBないしそれからなる細菌についても、評価書に検討の過程を記載する。また、家畜等に使用する抗性物質について評価を行った際には、国内で畜水産食品を介して畜中毒の起因菌として報告されることが多い細菌(例えば、サルモラ、カンピバクター等)については、検討の結果にわざず、評価書に検討の過程を記載する。</p> <p>その他の細菌についても、薬剤耐性菌に関するワーキンググループが必要と考える場合は検討の過程を記載する。</p> <p>① 発生  A:国内の家畜等から検出される細菌で、評価対象抗性物質に対する耐性菌が複数個存在しているもの  B:国内の家畜等から検出される細菌で、評価対象抗性物質に対する耐性菌が単一で報告が統合されにしかねないもの  C:上記以外の細菌(国内の家畜等から検出される頻度が極めて低く、当該細菌に起因する疾患の発生頻度も極めてまれ、又は評価対象抗性物質に対する耐性菌の出現が報告されていないもの等)</p> <p>② ばく露  A:畜水産食品を介して人に伝播する病原菌で、その病原菌に起因する感染症が複数例報告されているもの  B:畜水産食品を介して人に伝播する病原菌で、その病原菌に起因する感染症の報告がまれにしかねない病原菌  C:上記以外の病原菌(畜水産食品を介して人に伝播すると考えられない病原菌等)</p> <p>③ 影響  A:評価対象抗性物質等が第一選択薬となる人の感染症の起因菌  B:評価対象抗性物質等が代替薬となる人の感染症の起因菌  C:上記以外の病原菌</p> <p>(2)畜水産食品を介して人に薬剤耐性菌が感染し、当該薬剤耐性菌から人の体内に存在する細菌に伝達される薬剤耐性決定因子に関する検討</p> <p>1(5)で選択した薬剤耐性決定因子について、2(1)の①発生、②ばく露及び③影響を考慮した結果(①と③については「薬剤耐性菌」を「薬剤耐性決定因子に由来する」と読み替える)、ハザードとして特定することが適切と判断される場合は、当該薬剤耐性決定因子をハザードとして特定する。なお、薬剤耐性決定因子は細菌間で移動するところから、2(1)①から③まで考慮する際には異なる複数の細菌が薬剤耐性決定因子が経由することに留意が必要である。また、家畜等及び人において、同一又は同系統の細菌に対する薬剤耐性が獲得された場合、耐性性状が複数している場合が分離する場合もある。薬剤耐性菌から場合は、薬剤耐性決定因子をハザードとして特定することを検討する。</p> <p>現時点での家畜由来細菌の薬剤耐性決定因子に関する詳細な情報及び知見等が集積されているとは言い難いことから、評価時点において到達されている水準の科学的見方にに基づき判断を行う。</p>						
リスク推定の考え方			<p>別紙2</p> <p>薬剤耐性菌の食品安全影響評価における発生、ばく露及び影響評価並びにリスクの推定の考え方</p> <p>第2章の第2に定める発生、ばく露及び影響評価並びにリスクの推定の考え方は以下のとおりとする。</p> <p>1. 発生、ばく露及び影響評価における評価区分の判断の考え方  発生、ばく露及び影響評価の各評価に当たっては、原則として、表1に示した考え方に基づき、生じた二つの判断項目について懸念の程度を判断した結果を踏まえ、総合的に評価する。</p> <p>表1 発生、ばく露及び影響評価における評価区分の判断の考え方</p> <p>2. リスクの推定の考え方  リスクの推定に当たっては、原則として、表2に示した考え方に基づき、発生、ばく露及び影響評価の結果を踏まえ、総合的に判断する。  なお、影響評価において初めて重急性が高いと考えられる影響が懸念される場合は、表2の考え方につかわす。影響評価の結果の重み付けを高めること等、リスクを総合的に推定することが必要であると考える。</p> <p>表2 リスクの推定の判断の考え方</p>						